

平成 24 年 12 月 21 日

指定管理者の指定について（練馬区立下田少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立下田少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

株式会社 クックランド

(2) 所在地

静岡県下田市柿崎 1105 番地の 53

(3) 代表者

代表取締役 遠藤 一郎

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成24年4月25日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議）

5月18日 平成24年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、現在の施設総合管理委託受託事業者を指定管理者の選定対象団体として特定）

6月22日 平成24年第二回練馬区議会定例会

（練馬区立少年自然の家条例改正案議決）

7月6日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議、決定)
7月19日・20日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査)
7月24日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
8月20日	企画提案書受付
8月30日	経営診断委託
9月4日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月9日	平成24年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、練馬区立下田少年自然の家の安全かつ効率的な施設運営が期待できること、また、当該施設を拠点とした学校事業の安全かつ安定的な実施が期待できること等の理由により、株式会社クックランドが練馬区立下田少年自然の家を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

自己資本比率等がやや劣る状況にあるものの、資金力は問題のない数値であり、近年の新規事業所の開設により、事業効率も安定した状況にあることから、今後の発展に期待が持てる。

### (2) 団体の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性

食により健康や感動を与えることを企業の基本理念・経営理念とし、業務上必要な情報を従業員全員が共有できる体制を整えている。また、個人情報保護規程が整備され、情報公開規程も区に準拠した規程を整備する予定である。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、自社にコンプライアンス状況の監察を専門とする部署を設けているほか、社会保険労務士等への外部委託によるチェック体制が図られている。また、役員会が定期的開催されている。

(4) 運営実績

当該施設の維持管理業務を、長年にわたり適正に遂行しており、安全かつ効率的な施設運営に寄与している。また、他自治体の類似施設の維持管理業務や病院給食提供業務などの受託・運営の実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

利用状況や業務内容に応じた多様な雇用形態の従業員の活用や、他事業所から当該施設の勤務経験が豊富な従業員の臨時的配置など、効率的かつ弾力的な人員配置に関する提案を行っている。また、グループ会社のスケールメリットを生かした一括契約による物品調達や再委託の実施、専門知識・資格を所持した従業員による設備保守や簡易修繕の自社実施により、管理業務費の縮減を図る提案を行っている。

(6) 受託への熱意・意欲

長年の受託経験や地元事業者としての利点を生かし、安全かつ安定的な学校事業の実施について、指定管理者として責任を持ち取り組む意欲が高い。また、サービス向上について、利用者の側に立った献身的な姿勢が示されている。

(7) 施設管理の安全性への配慮

日常の設備点検体制、衛生管理体制や各種事象に対応した行動マニュアルが整備され、定期的な訓練・確認体制が図られている。また、地域の警察、消防、保健所等との連携や、防災に関する知識・経験を有する従業員を積極的に雇用するなど、施設の安全な運営に努めている。

(8) 施設管理運営体制

地元事業者として、地域の様々な関係者と、日常的に必要な情報交換や調整を行うとともに、地域の行事やボランティア活動への参加など、地域との円滑な関係の構築に積極的に取り組んでいる。従業員は地元地域から雇用しており、地域の人的ネットワークを活用し、夜間を含め、不測の事態に適切かつ迅速な対応が図れる体制を整えている。

下田市周辺の資源を生かした企画旅行事業、四季折々の食事メニューの作成等、利用者の目的に応じた多種多様な提案を行っている。

年次計画による外部機関の研修受講や、ジョブトレーニングの重視、育成担当者制の導入など、従業員の育成に関する提案を行っている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

外部機関の研修や自社の接遇マニュアルによる研修を実施し、従業員の接遇マナーの向上に努めている。また、利用者の人権等に配慮したきめ細かい対応が行えるよう、男女バランスに考慮した人員配置体制を整えている。

(10) 学校事業の受入態勢

学校事業に対して、計画段階から実施期間中に至るまで、専属の従業員を配置し、各活動場所における危険箇所や災害発生時の避難場所の案内など、経験を生かした的確な支援を行っているほか、突発的な事象にも適切に対応している。

特別支援学級による宿泊学習の受入れにおいて、屋内外の活動のそれぞれに専属の従業員を配置し、施設内の各種設備への安全対策や備品の一時的な撤去、緊急時の対応に備えた車両での同行など、きめ細かな配慮を行い、安全な宿泊学習の実施に寄与している。

アレルギー代替食の提供において、保護者や教員と綿密な情報交換を行い安全な食事の提供に努めるとともに、通常メニューに類似する食事を提供するなど、児童・生徒に配慮した取組を行っており、これらの受入態勢に対する学校の評価が高い。

下田市内の本社や伊豆半島地域に点在する事業所等と連携し、非常時の学校事業に対する支援体制を整えているほか、本社の高台への移転や備蓄食材の確保など、震災等発生時の事業継続に向けた取組を行っている。

## 6 問い合わせ先

教育振興部教育総務課少年自然の家係

電話 03 - 5984 - 2441

FAX 03 - 5984 - 1221

## 指定管理者の審査結果(練馬区立下田少年自然の家)

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	10点	6点
2 団体の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知 (3) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (4) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む。) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4 運営実績 (1) 当該施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	12点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 食事提供における衛生管理体制	15点	12点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズへの対応や質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 職員に対する研修体制 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 少年自然の家の所在する地域との円滑な関係の構築	15点	12点
9 利用者への対応(接遇を含む。) (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	5点	4点
10 学校事業の受入態勢(施設特性に応じた評価項目) (1) 学校事業の受入れに対する基本方針 (2) 学校事業の受入れ時の職員配置 (3) 学校事業の安全確保に対する基本方針・取組	15点	15点
合 計	100点	80点